

## 事業者ヒアリングの結果（速報）

事業者による、持続可能なバリューチェーンマネジメント（VCM）構築に関する取組状況や課題、施策への要望等を把握するため、製造業（輸送用機器、電気機器、情報・通信、化学品、食料品、飲料、繊維製品、石油・石炭）、建設、印刷を含む20社に対して、ヒアリング調査を行った。ヒアリング調査の結果は、下記のとおりである。

1. 売上高 1000 億円超の大企業を対象とした調査結果（16 社、製造業（輸送用機器、電気機器、情報・通信、化学品、食料品、飲料、繊維製品、石油・石炭）、建設、印刷）
2. 売上高 1000 億円程度の企業に対する調査結果（3 社、精密機器、化学、建設資材）

### 1. 大企業における持続可能なバリューチェーンマネジメント取組状況

#### (1) 持続可能なバリューチェーンマネジメント取組体制

##### ■VCMの取組体制・目的

- ・ CSR・グリーン調達の取組は、企画業務と実施業務の分業により行われていた。通常は CSR 部門や環境部門がグリーン調達基準や目標設定などの方針立案を実施し、実際の業務は、調達部門や品質管理部門、営業部門等の現業に近い部門が所管・実施していた。
- ・ CSR・グリーン調達の目的として、単なる情報収集ではなく、サプライヤーとのコミュニケーションをとること自体が重要であるとの見解も多くあった。

##### ■VCMの適用範囲(国内一次・二次・三次以降サプライヤーに対する管理)

- ・ 一次、二次サプライヤー、三次以降サプライヤーの適用範囲については、業種業態によって差がある状況であった。電気機器・建設などサプライヤー関係が強固な業種においては、一次サプライヤーを通じて二次以降サプライヤーへも依頼する方針を持っていることが多い。
- ・ これに対しサプライヤーが小規模かつ少量発注で、バリューチェーンが比較的短い化学・食品メーカー等業種においては、アプローチの方法が一様に定義できず、緩やかな一律適用から協働的取組みまで多様となっている。
  - 一次サプライヤーを通じて二次以降サプライヤーへの適用を依頼。（電気機器、建設等）
  - 原材料から最終製品まで全体を対象として管理している。一次サプライヤーは事業規模や従業員数等の状況が異なるため、基本的には取引先と協力、理解頂くことに努めている。（化学）
  - 業態上、取引先は小規模かつ多岐にわたっているため、電気機器メーカーのように一方的なやり方はしていない。（食料品）

##### ■VCMの適用範囲(海外のサプライヤーに対する管理)

- ・ いわゆる CSR・グリーン調達基準等の海外への適用は、一部業種の海外から調達割合が一定量ある事業者において行われていた。

- ・ とくに欧州の化学物質規制の適用を受ける事業者においては、海外へ CSR・グリーン調達基準等を適用する際、英語版の CSR・グリーン調達基準等を展開するケースが多く、海外へ未適用の事業者においても、実施すべき課題であるとの認識が強くなっている。ただし海外へ適用する際には、より人権や労働など社会的課題に関するリスクマネジメントを意識して展開すべきと考える事業者もある。
  - 今後、海外への適用が課題と認識している。(電気機器、情報・通信)
- ・ 化学物質規制の適用を受けない業種においては、CSRを含めた基本方針をグローバル統一で適用する事業者があった。ただしこのケースの基本方針は、個別の指標に関する情報収集ではなく概念的な行動指針を示すもので、これに対してサプライヤーの確約を取るかたちとなっている。
  - 海外では入札段階で顧客に HSE<sup>1</sup>方針を提出するため、サプライヤーもこれに従って業務を行う。(建設)
  - 基本方針はグローバル統一であるがアプローチは現場により異なる。(食品)

## (2) 持続可能なバリューチェーンマネジメント要請事項

### ■グリーン調達・購買に関する方針・基準の制定状況

- ・ CSR・グリーン調達基準等はヒアリングを実施したすべての事業者で既に策定されていた。
  - (社)日本建設業団体連合会「建設業の環境自主行動計画第4版」による重点グリーン調達品目を参考として自社基準を策定している。(建設)
- ・ CSR・グリーン調達基準等は定期的に改訂されており、昨今はCSRを含む方向へ対象項目を拡大しつつある。
  - (社)電子情報技術産業協会(JEITA)による「サプライチェーンCSR推進ガイドブック」に沿って、CSR項目のモニタリングを開始している。(電気機器)
  - 海外のCSR調達は人権など幅広い内容を含むだけでなく、契約条件を守らなかったことが発覚すれば契約を破棄するという点で日本の強制力のないグリーン調達とは概念に違いがある。(輸送用機器)

### ■グリーン調達／サプライヤー管理における環境面の要請内容

#### ●必須の要請内容

- ・ 組織に対する要請として、欧州の化学物質規制の適用対象業種(電気機器や輸送用機器メーカー等)では、化学物質の管理体制として、基本的にISO14001認証取得かそれに準ずる仕組み(EMAS、KES、エコアクション21等)の構築(或いは同等の方針、法令順守、体制、教育、情報開示等取組)を要請している。但しコスト面に配慮し外部認証導入が難しい場合は自社独自のEMSプログラムの適用を促している。なおこうした取組が大半である一方、海外では認知されていないという意見もあった。
  - 基本的には外部認証のあるEMS取得を奨励するが、コストの問題等で導入が難しい場合は自社独自のEMSプログラムの運用を促す。(電気機器)

<sup>1</sup>HSE・・・Health, Safety and Environment。労働安全衛生。

- 化学物質を扱うサプライヤーについては化学物質管理システム（CMS）の構築を求めている。CMSは管理手順を設定した自主管理、自己検証までを含むPDCA体制。（電気機器）
- ISO14001取得を求めるとはしていない。（建設、食料品）
- ISO14001取得を要請はしていないが、サプライヤー調査票ではISO14001取得企業は多くの質問へ回答せずにクリアできる設計としている。（化学）
- 国内ではISO14001取得が一般的であるが海外では認知されているとはいえない。（輸送用機器）
- ・ 納入品に対する要請内容についても、欧州の化学物質規制の適用対象業種（電気機器や輸送用機器メーカー等）では納入品について含有化学物質に関する法令遵守は必須として要請されている。なおグローバル企業からは欧州の管理は更に一歩進んだ管理がなされているとの見解が示された。
  - サプライヤーも複数取引先を持ち、かつグローバル化しているため、化学物質管理の足並みが揃わなければ、非効率になる。そのため、管理物質のリストを統一化（GADSL<sup>2</sup>）している。（輸送用機器）
  - 化学物質データはJAMPに則り定量的な把握を行っている。（化学、電気機器）
  - 欧州では、RoHS、REACH、ELV規制<sup>3</sup>（※）による一歩進んだ管理がなされている。（輸送用機器）

#### ●任意の要請事項

- ・ 任意の要請事項はあくまでも調達基準（品質・コスト・納期）の一要素に過ぎず、品質・コスト・納期が同じである場合に環境配慮が考慮されるという位置付けとなっている。
- ・ 業種問わず、CSR・環境方針や環境負荷低減計画等に関する自主的取組を要請（通常はEMSで代替可）することが一般的となっている。この要請内容の運用において定量的情報の報告を求める事業者と、定量的情報まで求めない（行動指針等への同意のみ）事業者がある。
  - 組織の環境保全活動、納入品の環境負荷低減について自主的な取組みと自己評価を行ってもらい、年1回報告を受けている。（電気機器）
  - 自社独自のEMSプログラムを適用しているサプライヤーについては、年度報告を受けてチェックリストによりチェックを行い、ランク（A～C）により評価、ランクAにすることを奨励している。（電気機器）
  - サプライヤーでもサービス業やソフト開発に対しては、環境負荷が高くないため、自主

<sup>2</sup> GADSL・・・Global Automotive Declarable Substance List。自動車業界で利用されているIMDSの申告物質や禁止物質のリスト。GADSLでは、①すべての用途において禁止されるもの、②使用目的によっては禁止され、その他については申告が要求されるもの、③閾値を超えて使用する場合は申告が要求されるもの等に分類されている。（IMDS；ヒューレット・パッカードのHP企業向けサービス部門が運用を請け負っている自動車業界向けの材料に関する共有データシステム）。

<sup>3</sup> ELV規制・・・使用済み車両に関する2000年9月18の欧州議会と欧州連合理事会の指令2000/53/EC)の通称であり、EUで、使用済み自動車が環境に与える負荷を低減するための指令。自動車からの廃棄物排出を防止、又は削減するために使用済み自動車やその部品の再利用や再生利用、使用済み自動車の処理業者による効率的な処理を目的としている。

目標と管理活動で可としている。(情報・通信)

- リスクに応じた活動を行っている。人権・労働の観点については各国拠点に対する調査により実態を把握し、現地視察やサプライヤー視察も実施したが、環境については調査を一度行ったのみ。(食料品)
  
- LCA 観点から製品単位の環境負荷データ要請状況については、各社各様となっている。製造業にとって製品成分の分析データは企業機密であるため開示が難しいとの見解や、LCA 観点からは製造段階より使用段階の優先度が高いため緊急度は低いとの見解がある一方で、将来的にサプライヤーへ環境の情報要請は必要との意識は一定程度存在している。
- 一部業種で小品種多量生産の商品において CO<sub>2</sub> の源流管理によって製品の付加価値を高める取組や森林認証材等の調達基準が適用されるケースがある。
  - 現状はサプライヤーに対して、分析データの開示まで要請していないが、今後は要請していく方針である。(一部メーカーでは実施済み)。また CO<sub>2</sub> 排出量の管理等まではできていない状況である。データを要請したら開示する取り決めは成されているが、未だ要請したことはない。(輸送用機器)
  - 現状は統一された算出基準がなく、作業負荷が高いため要請していない。将来的には業界標準が決まればあり得る。(情報・通信)
  - バリューチェーンにおける環境情報のやり取りについて、資本関係があるところはよいが、企業グループ以外に原価構造が分かる資料は基本的に出したくない。環境情報は原価構造が分かるセンシティブなデータのため、環境情報のやり取りは難しい。(印刷)
  - 木材の認証情報を要請しているが、実際にはあまり情報を入手できていない。シックハウス対策については建築基準法改正により製品単位の表示が義務付けられた<sup>4</sup>ため、情報を入手できている。(建設)
  - 現状は LCA 分析により使用段階の CO<sub>2</sub> 削減余地が大きいため、源流まで遡る必要性が感じられない。将来的には工業製品についてもフードマイレージのような概念が広まってくる可能性はあり、スコープ 3 も世界からのメッセージと理解している。(電気機器)
  - 原材料や資材については CO<sub>2</sub> に特化して把握している。(食料品)
  - 顧客からのニーズがあれば依頼するが、現状は依頼していない。(建設)
  - LCA 観点を製品のみでなくサービスにも広げる視点が必要。例えばリモートのメンテナンスなど、人が動かずに行えることは、枠組・仕事のやり方を変え資源や時間の削減となる。成功体験があると理解しやすい。(電気機器)

## ■サプライヤーの環境情報の信頼性

- サプライヤーより入手する情報の信頼性については確保できていないという認識が大半であるが、監査については、リスクの高い部分について重点的に実施する事業者が多くなっている。また従来から行われている品質監査やサプライヤー認定審査の一部として環境項目を追

---

<sup>4</sup>シックハウス対策に係る建築基準法の改正と、これに伴う「住宅設備・建具・収納のホルムアルデヒド発散区分に関する表示ガイドライン(略称:住宅部品表示ガイドライン)」により、内装ドア、システム収納、キッチンなどの製品から発散するホルムアルデヒドに関して、その発散区分を製品単位で☆の数で表示する表示するもの。

加しているケースが多い。またEMS認証を取得していることで、監査を省略可としているケースが一般的であった。

- 廃棄物については、廃棄物業者（運搬業者を含む）に対して実査を行っている。廃棄物はリスクが高いため経済産業省「廃棄物適正処理ガイドライン」に準じて実査を行い、基準に満たない事業者とは取引停止としている。（化学）
- 品質監査の一環として環境項目を含めて工場査察などを行っている。（食品）
- 基本契約に環境の項目が含まれていれば、施工管理でチェックされる。廃棄物やアスベスト関連の業者については実地調査や監査を行っている。（建設）
- 品質監査の一環で、特に注視が必要な場合は実施しているが、環境監査単独の実施はしていない。農薬については品質監査の一環として実施している。（食品）
- 海外メーカーによる監査で指摘される点は、生態系や水、社会（労働、人権）、サプライチェーン等の、グローバル 이슈。日本は「公害防止・環境報告ガイドライン」以外の部分が弱い。

### (3) 持続可能なバリューチェーンマネジメント構築へ向けた協働取組

#### ■VCM取組を行う人材の育成方法

- 先進企業ではサプライヤーへ環境取組を要請するにあたって、契約条件によって縛るのではなく、重要なパートナーとして一緒に取組む（その方が効率的との認識が多い）方針のもと、教育啓発を独自に、或いは業界単位で実施しているとの声が多くきかれた。啓発方法として、欧州の化学物質規制の適用を受ける業種においては、化学物質やグリーン調達ガイドライン対応など実務的内容についての研修や訓練を実施するケースや、取引先へ従業員を派遣し直接指導するという声も聞かれた。またサプライヤー登録時点で取引先経営者に直接環境取組を説明したうえで同意をえるケースもみられた。
  - 化学物質については業界大手が連携して、中小事業者に対し化学物質管理システムに関する講座（法令背景も含め）、半日程度で行っている。このように既存の教育システムがあるため、手とり足とり教育する必要がない。（電気機器）
  - サプライヤー向け教育として、グリーン調達ガイドライン改訂説明会として生態系保全（生物多様性保全）、カーボンフットプリント等の啓発や、法規制改正の説明会を行っている。（電気機器）
  - 中小事業者に対しては、環境の用語が分からないケースもあるため中に一緒に入ってEMS構築を行う。データ報告の際にPC操作等の指導を行うケースもある。（電気機器）
  - 調達部門に在籍する自社プログラムにより認定を受けたトレーナーが、サプライヤー登録時点や報告時点で、現地へ訪問し環境取組の指導を行う。（電気機器）
  - サプライヤー登録時に、取引先の経営者に来てもらい、直接説明して環境取組に対して同意をもらっている。そうでないと、途中でトレードオフの問題等で、取り組みが止まってしまう。（電気機器）
  - 一次サプライヤーの社長を対象として定期的（年2回）会合を開催、環境・安全について情報交換を行っている。（建設）
- 環境配慮型製品の開発（バリュー・エンジニアリング等の製品設計、包装材の削減等）にお

ける協働取組などは業種に関わらず実施されている。ある事業者では取引先から対応しきれないほど多くの改善提案が寄せられているとの声があった。

- 環境行動指針を示し、環境配慮型製品の開発等を協働で行うことにより環境意識の向上や共有を図っている。(電気機器、化学)
- サプライヤーとの関係強化活動を開始しており、品質監査においても従来の品質保証項目だけでなく、環境・安全やフードディフェンスなどに関しても、取引先と情報共有、議論を行っている。サプライヤーからの包装材等の改善提案は非常に多く、評価するのが大変である。(食品)

#### (4) その他

##### ■環境経営を促進する組織態勢について

- ・ 環境と経営を統合する組織態勢やアプローチ方法として、以下が挙げられた。
  - CSR 部の専任は少なく、ほとんどのメンバーが兼務で運営されており、CSR 部で企画したことを各部署で実施することによって本業と一体化している。経営者から CSR はビジネスリスクを減らし好影響であることを会社内外に発信することによって、CSR が定着してきている。(食品)
  - VCM 取組成功のキーワードは連携。バリューチェーンとは多様な機能がつながっていることを認識することが必要。(中小に対して上から下にこれをしなさいという形で要求するという前提が間違い。)(食品)

#### (5) 促進施策に関する要望

##### ■事業者の作業負荷軽減やノウハウにつながる施策

- ・ 人材育成を通じた促進策の案
  - 経営者の意識を高める方法としては、成功事例を伝えることである(啓蒙もよいが、それだけでは進まない)。(建設)
  - 若い人材は、環境の勉強をしており、環境意識が高い。社内で 20、30 代の人を活用するのがよい。(建設)
- ・ 国によるグリーン調達ガイドラインのひな形提示について
  - 国内向けグリーン調達ガイドラインはある程度定着してきている。課題は海外であり、どちらかというと CSR である。海外(アジア、中国)への VCM 展開において、国等が旗を振って欲しい。(電気機器)
  - 製品含有物質は機密情報であるため業界単位でグリーン調達基準を統一しようという動きはない。グリーン調達項目の統一はサプライヤーのメリットではあるが、購入者にとってはメリットが見えない。(石油・石炭)
  - 化学物質については、REACH 規制の施行時、業界において化学物質管理システム活動がはじまった。3 本柱(フォーマットの統一、調査対象となる化学物質の統一、システム化(ルール化))を整備し、業界で同じものを使い、取引先に共通言語で取り組みを進めてきた。このため業界で標準化されてきた。ただし、まだ 3 本柱が整備されただけであり、これを定着化させて拡大させていくことが必要である。

## ■情報通信技術(ICT)利用について

- ・ グリーン調達を行うための ICT (データベース等) 構築については、川下から送付する質問票形式によるグリーン調達の煩雑さが指摘された。これについて取引先情報の DB 化については、機密情報への対応の必要性等も指摘された。
  - 自動車、重機、鉄鋼メーカーなどからの質問票や監査があり、膨大なエクセルシートが送付されている。 (石油・石炭)
  - 下流から遡ることの弊害は、多種多様な要求が一箇所に押し寄せること。(電気機器)
  - 化学物質管理では、取引先情報が DB 上にあり、直接データ登録・引出可能なら良いが、一部データ欠損等がある。含有物質自体が、製品の機密情報である場合もあると思う。(電気機器)
  - 通常は購入側としては自ら見に行くことは手間なのでしないのでは。またサプライヤー自ら回答しサインしたという事実が重要である。 (石油・石炭)
  - ISO や EMS 認証取得一覧 (リアルタイム) が公開されていれば、サプライヤー自らがウェブサイトや回答書で自己宣言するよりも、信頼性があり (認証が有効かどうかを確認できる)、利用できる。(石油・石炭)
  - 行政も連携を進めてもらいたい。書類提出の重複を改善できれば事業者の移動や作業の面で多くの無駄が省ける。縦割り構造から範囲内でしか検討できないという状況を改善すべき。

## ■経済的メリットを付与する施策

- ・ 経済的メリットを生む促進策の案としては、現状より詳細な環境取組の評価が提案された。
  - 現状は建築物の発注者が発注する建築物性能や型枠等の資材性能中に、森林認証やグリーン調達の基準はないが、ここへ環境配慮項目を盛り込むように意識付けすることが考えられる。また中堅中小事業者向けにはお金や人がいない事業者に実施を促すには、規制等が必要ではないか。(建設)
- ・ 金融を通じた促進策の案
  - 例えばグリーンビル評価が良いことが、不動産の価値に反映されるのであれば、環境への取り組みへの必要性が増す。(建設)

## 2. 1000 億円程度の企業における持続可能なバリューチェーンマネジメント取組状況

製造業のうち売上高 1000 億円程度の企業を対象とした調査結果を以下に整理する。

### (1) 持続可能なバリューチェーンマネジメント取組体制

#### ■VCMの取組体制

- ・ 本社環境部の人数は 1 名、各工場に複数名の体制

#### ■サプライヤーとしての対応状況

- ・ 調査票は年に 600~700 件回答している。調査票の数は多いが、販売先によって禁止物質が異なるため、回答を統一化することは難しい。
- ・ 取引先毎に様々な要求事項があるため対応が大変である。業界団体での共通事項があれば対応

しやすいと考える。

## (2) 持続可能なバリューチェーンマネジメント要請事項

### ■グリーン調達・購買に関する方針・基準の制定状況

・基準等は策定していない。

➤ 納入仕様書等の文書により受入可否を判断している。

### ■グリーン調達／サプライヤー管理における環境面の要請内容

・販売先からの要請について、そのまま取引先に展開するのは難しいため、絶対的な要求とそれ以外の要求を明確にし、実態に即して対応している

➤ 使用制限物質リストを設定し、新規部品購入時に取引先から不使用証明書（自己宣言）を提出してもらう。

・EMS構築は必ずしも要請していない。

➤ 取引先は零細企業が多いため、取得していれば教えてもらう程度。

➤ ISOは文書管理であり取得によって環境対応が適切に行われているとは考えていない。

### ■サプライヤーの環境情報の信頼性

・最終製品については主な部品を外部委託により検査し、RoHS規制遵守を確認している。

### ■VCM取組を行う人材の育成方法

・サプライヤーへは資料配布、個別説明を行っている。定期的説明会を行うと零細企業は自社の活動が止まってしまうため、配慮が必要と考えている。

・販売先の勉強会には時間を要するため参加していない。

以上